



【 建 築 基 準 法 】

法第 52 条第 14 項許可取扱要領

平成 19 年 7 月



寢 屋 川 市
審 査 指 導 課

目 次

1	趣旨	P	1
2	許可方針	P	2
3	技術基準	P	3
(1)	バリアフリー新法に基づく許可	P	3
	ア 適用要件		
	イ 容積の割増し対象部分		
	ウ 「著しく大きい」の判断基準		
(2)	省エネルギー施設の設置に関する許可	P	4
	ア 適用要件		
	イ 容積の割増し対象部分		
4	容積の割増しの限度	P	6
5	総合設計制度との併用	P	6
6	指導基準	P	6
	(1) 景観上の配慮		
	(2) 駐車・駐輪施設の確保		
7	維持管理	P	6
	(1) 許可通知書等の保管		
	(2) 許可を受けた建築物の建替え等について		
8	手続き等	P	7
	(1) 許可申請手続き		
	(2) 建築審査会に必要な資料		
	・許可申請時の必要書類	P	8
	・様式関係	P	11
	・手続きの流れ	P	19

1 趣旨

この要領は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。）第24条の規定による建築物に対する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第14項第1号の規定に基づく許可（以下「バリアフリー新法に基づく許可」という。）及び省資源・省エネルギー施設の推進に係る建築物に対する法第52条第14項第1号の規定に基づく許可（以下「省資源・省エネルギー施設の設置に関する許可」という。）（以下これらを総称して「この要領に基づく許可」という。）に関して必要な事項を定めることにより、これらの許可制度の適正な運用を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる病院の建替え等を促進し、バリアフリー化と地域の安定的な医療環境を確保し、及び省資源・省エネルギー施設の設備の設置促進による省資源・省エネルギーの推進に寄与することにより、良好な市街地環境の確保及び適切な土地の有効利用に資することを目的とする。

2 許可方針

(1) バリアフリー新法に基づく許可

従来より存する病院について、地域の医療環境の確保を図る観点から、病床数を維持しつつ、現在の敷地又はその近傍において建替え等を実施しようとする場合で、構造設備の基準への適合を図るために、結果として従前に比べて床面積が増大し、容積率制限に抵触することとなるものであって、かつ、バリアフリー新法第 24 条に規定する床面積が通常より著しく大きい建築物特定施設で、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（平成 18 年国土交通省告示第 114 号。以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合するものに対して、バリアフリー新法第 17 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、個別に容積率制限の緩和を行うことができるものである。

(2) 省資源・省エネルギー施設の設置に関する許可

共同住宅及び複合用途の共同住宅の建築物を新築する場合について、市街地環境の整備、改善に資するもので、省資源・省エネルギー施設（省エネ基準に適合した認定品などの省エネ機器等であることが明確なもの。）の推進に係る設備を設置する部分の床面積に対して、個別に容積率制限の緩和を行うことができるものである。

(3) 交通上、安全上、防火上及び衛生上の要件

この要領に基づく許可は、前 2 号に規定する建築物であって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるもの（以下「許可対象建築物」という。）に対し行うものとする。

[交通上、安全上、防火上及び衛生上の要件]

交通上	申請に係る建築物の用途、規模等及び周辺の道路等の幅員から見て支障がないこと。
安全上	申請に係る建築物の用途、規模等から、火災時等の避難及び消防活動上の支障を来たすおそれのないこと。
防火上	申請に係る建築物が耐火建築物、準耐火建築物又は防火上有効な措置がなされている等、周辺の道路等の配置の状況から防火上支障がないこと。
衛生上	申請に係る建築物の周囲の状況からみて、採光、通風等申請に係る建築物が衛生上支障がないこと。

3 技術基準

(1) バリアフリー新法に基づく許可

バリアフリー新法に基づき、容積率制限の緩和（以下「容積率特例」という。）に係る許可の対象となる建築物は、建築物の部分のうち、一の用途に供される部分並びにこれと利用上不可分な当該建築物の部分及び敷地に設置される廊下、階段等の建築物特定施設が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合したものとする。

ア 適用要件

次の各号に該当する建築物について適用する。

- (7) 原則として、従来より存する病院が、同一敷地（接する隣地の敷地を編入し、敷地面積が増加した場合を含む。）又はその近傍において、建替え又は増築するものであること。
- (イ) 原則として、病床数の増加を伴わないこと。
- (ロ) 構造設備の基準（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 16 条）への適合を図るために、結果として従前に比べて床面積が著しく大きくなり、容積率制限に抵触することとなるものであること。

イ 容積率の割増し対象部分

(7) 多数の者が利用する部分に設置される建築物特定施設

a 廊下等

幅の内法が 180cm（廊下等の末端の付近及び区間 50m 以内ごとに 2 人の車いす使用者がすれ違うことのできる構造の部分）を設ける場合にあっては、140cm）を超える廊下の部分及び車いす使用者以外の者の利用が通常想定できない傾斜路の部分

b 階段

幅の内法が 150cm（主として特定の者が利用するものである場合にあっては、140cm）を超える部分

c 傾斜路

幅の内法が 150cm（階段に併設するものは、120cm）を超える部分

d 昇降機

かご 1 当たり奥行き 135cm、幅 160cm 以上の部分

e 便所

車いす使用者用便房について、便房 1 当たり 1 m²を超える部分

f 駐車場

車いす使用者用駐車施設について、駐車ますの幅 350cm を超える部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。）第 2 条第 1 項第 4 号の規定により延べ面積に算入しない自動車車庫等の部分を除く。）

g その他

その他高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことによ

り床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設、機能訓練室（40㎡まで）及び食堂（1病床につき1㎡まで）の部分

(イ) 多数の者が利用する部分以外に設けられる建築物特定施設等

a 廊下等

幅の内法が90cmを超える部分

b 階段

幅の内法が90cmを超える部分

c 便所

便所の便房1当たり2.5㎡を超える部分

d その他

その他高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設の部分及び病院の病室（1病床当たり6.4㎡未満の既存の病院の床面積を増加させる場合で、1病床当たり2.1㎡までの部分に限る。）の部分

ウ 「著しく大きい」の判断基準

(7) イに掲げる部分の床面積の合計が当該建築物全体の延べ面積（施行令第2条第1項第4号の規定により延べ面積に算入しない自動車車庫等の部分を除く。）に占める割合の3%以上であること。

(イ) イに掲げる部分の床面積の合計が建築物特定施設全体の床面積の合計（施行令第2条第1項第4号の規定により延べ面積に算入しない自動車車庫等の部分を除く。）に占める割合の10%以上であること。

(2) 省資源・省エネルギー施設の設置に関する許可

省資源・省エネルギー施設の設置に関する容積率特例に係る許可の対象となる建築物は、省資源・省エネルギー施設を設置する共同住宅及び複合用途の共同住宅の部分について、以下の基準に適合したものを対象とする。

ア 適用要件

次の各号に該当する建築物について適用する。

(7) 敷地面積の規模

敷地面積の規模は、次の表に掲げる数値以上であること。

用途地域	敷地面積の規模
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	500㎡
準工業地域	1,000㎡
近隣商業地域、商業地域	500㎡

(イ) 道路

建築物の敷地は、幅員が次の表に掲げる数値以上である道路（当該道路は、その幅員以上の幅員を有する道路まで通り抜けていること。）に接しているものであること。

用途地域	道路幅員
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域	6 m
近隣商業地域、商業地域	8 m

(ウ) 配置計画

配置計画は、次の各号に掲げる各規定によるものとする。

a 緑化

原則として、計画建築物の敷地内の空地の面積の30%以上を緑化すること。

b 空地率

敷地内の空地面積の敷地面積に対する割合（以下「空地率」という。）は、次の数値以上とすること。

$$\text{空地率} = 1.20 - C$$

C：法第53条の規定による建築物の建ぺい率の限度

(エ) 歩道の整備

原則として前面道路に、その接する部分のすべてにわたって幅員2.5m以上の歩道を設けること。

ただし、既設歩道がある場合は、その接する部分のすべてにわたって既設歩道と一体となった歩道を設け、あわせて2.5m以上の幅員を確保すること。

イ 容積率の割増し対象部分

許可対象施設に掲げる施設のうち、壁等によって建築物の他の部分から独立した区画をなす部分であって、省資源・省エネルギー施設の設置に関する許可のために必要な最小面積（一住戸当たり概ね2㎡を限度とする。）を割増し対象部分とする。

4 容積率の割増しの限度

容積率の割増しを行うに当たって、計画建築物の延べ面積は、次に掲げるものを限度とする。

$$V = 1.25 \times A \times V_0$$

V : 割増し後の容積対象延べ面積

V₀ : 基準容積率

A : 敷地面積

5 総合設計制度との併用

総合設計制度（法第 59 条の 2 第 1 項）による容積率の割増しと併せて、本制度による容積率の割増しの適用を受ける場合は、次によるものとする。

(1) 容積率の割増し

$$V = \text{当市総合設計制度許可基準} + \text{本基準 3 (「技術基準」(1)から(2))}$$

(2) 割増し限度

$$V = \text{当市総合設計制度許可基準の限度} + 0.25 \times A \times V_0$$

V : 割増し後の容積対象延べ面積

V₀ : 基準容積率

A : 敷地面積

6 指導基準

(1) 景観上の配慮

許可対象建築物の配置及び意匠については、良好な市街地環境の形成に資するよう景観上の配慮に努めること。

(2) 駐車・駐輪施設の確保

許可対象建築物及びその敷地内には、寝屋川市開発に関する指導要綱及び寝屋川市小規模住宅等指導要綱に定められている、各建築物の用途に応じた適切な規模の駐車・駐輪スペースの確保に努めること。

7 維持管理等

この要領に基づく許可を受けた建築物の建築主、当該建築物及び建築物の敷地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、この要領に定める当該建築物に関する許可の条件となる事項について十分認識し、次の各号に定める規定に従い、当該建築物等が常時適法であるように維持管理しなければならない。

(1) 許可通知書等の保管

建築主又は所有者等は、建築物等の計画内容を示した許可通知書を常時保管すること。

- (2) この要領に基づく許可を受けた建築物の建替え等について
この要領に基づく許可を受けた建築物の建替え、増改築等を行う場合は、あらかじめ当市と協議を行い、その指示に従うこと。

8 手続き等

- (1) この要領に基づく許可の申請手続き
- ア 許可申請書の提出に先立ち、建築主は、事前協議書（第1号様式）に「許可申請時の必要書類（別表）」に定める図書等を添えて提出すること。
 - イ この要領に基づく許可の申請及び添付図書等
この要領に基づく許可の申請は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第43号様式に定める許可申請書の正本及び副本に「許可申請時の必要書類（別表）」に定める図書等を添えて提出すること。
 - ウ 他法令の定められた手続き
この要領に基づく許可の申請に当たっては、建築基準関係規定のほか、寝屋川市開発に関する指導要綱、寝屋川市小規模住宅等指導要綱等の指導に沿った建築計画を行うこと。
- (2) 寝屋川市建築審査会に必要な資料
寝屋川市建築審査会開催の3週間前までに、「許可申請時の必要書類（別表）」に掲げる図書のうち、必要なものをA4判に統一し、左綴じで20部提出すること。

附 則 この要領は、平成15年7月1日より施行する。

附 則 この要領は、平成19年7月24日より施行する。

(別表)

許可申請時の必要書類

図書の種類		必要書類及び明示すべき事項	必要となる時期	
			事前協議	申請時
1	事前協議書	◇第1号様式	○	
2	許可申請書	◇建築基準法施行規則別記第43号様式		○
3	委任状	◇許可申請書を代理者が提出する場合は、申請者が署名、捺印したもの		○
4	理由書	◇許可を受けようとする理由を書き、建築主が署名、捺印したもの		○
5	容積率特例の適用チェック表	◇第2号様式 第3号様式	○	○
6	付近見取図 (縮尺1/2, 500)	◇方位、道路及び目標となる地物を記入し、都市計画で定められた用途地域を着色する(凡例等) ◇申請区域を朱線で囲むこと。	○ (※)	○
7	現況図	◇縮尺、方位及び敷地境界線(朱色) ◇敷地内における既存建築物の位置、用途及び階数を記入 ◇隣接建築物の用途、構造及び配置状況		○
8	配置図	◇縮尺、方位及び敷地境界線(朱色) ◇建築物の位置、用途、構造、階数及び出入口の位置 ◇申請に係る建築物とその他の建築物別 ◇土地の高低及び擁壁の位置 ◇排水計画 ◇敷地に接する道路の位置及び幅員 ◇都市計画施設、用途地域界等がある場合は表示 ◇駐車場がある場合は、駐車場の位置、台数、大きさ及び車いす用駐車場の表示 ◇駐車場からの動線経路とその幅を記入 ◇敷地内における通路の幅、点字タイル等の位置、段差部の表示及びスロープ	○ (※)	○

		がある場合は、その位置、勾配等を表示		
9	敷地面積求積図			○
10	各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ◇縮尺及び方位 ◇間取り、各室の用途及び面積 ◇開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分 ◇同一棟で増築等に係る建築物は、既存部分を含み作成し、朱色で増築部分を表示 ◇点字タイル等の位置及び配置を表示 ◇出入口の幅、建具等の構造及び床の構造を表示 ◇廊下の幅、便房の数及び配置、手すり及び車いす用の便所の表示 ◇昇降機の数、かごの大きさ、各操作設備の状況等を表示 ◇階段の幅、けあげ、踏面、手すりの位置、床の色彩等を表示 ◇スロープがある場合は、その幅、勾配、踊場の位置、手すりの位置、床の色彩等を表示 	○ (※)	○
11	建築面積、床面積求積図			○
12	2面以上の立面図	<ul style="list-style-type: none"> ◇縮尺及び開口部の位置 ◇外壁並びに軒裏の構造及び仕上げの材料 ◇同一棟で増築等に係る建築物は、既存部分を含み作成し、朱色で増築部分を表示 	○ (※)	○
13	2面以上の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ◇縮尺 ◇軒及びひさしの出並びに軒及び建築物の高さ ◇道路斜線、高度斜線及び隣地斜線等の制限 	○ (※)	○
14	建築物特定施設及び特例対象部分の求積図	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物特定施設の求積図 ◇容積率特例の対象となる部分の求積図 	○ (※)	○

15	日影図 ※ 法第 56 条の 2 第 1 項の規定により、日影による高さ制限を受ける建築物に限る	◇法第 56 条の 2 第 1 項の規定により、日影による高さ制限を受ける建築物に限る ◇縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び建築物の各部分からの高さの表示 ◇敷地の地盤面から 4 m 又は 1.5m の高さの測定面上の日影図 ◇規制時間の等時間線の着色（5 m：青色、10m：赤色）		○
16	許可建築物調書	◇第 4 号様式（バリアフリー新法、福祉のまちづくり条例等に留意）		○
17	現状写真	◇周囲の状況写真 ◇内部の建築物特定施設等		○
18	その他	◇許可申請に当たり必要とされる資料		○

(※)事前協議に必要な資料としては、概略図でもよい。

法第52条第14項の規定による許可の事前協議書

年 月 日

建築主	住所 氏名					
		TEL				
代理人	住所 氏名					
		TEL				
敷地の位置	地名地番	寝屋川市				
	用途地域		防火地域	防火・準防火・指定なし		
	基準建ぺい率		%	高度地区	1種・2種・なし	
	基準容積率		%	計画道路等	有 ・ 無	
	道路の種別・幅員	種 別 (道路名称)			幅 員 (m)	
敷地面積		m ²				
計画概要	主要用途		構造	造		
	建築面積		m ²	建ぺい率	%	
	延べ面積		m ²	容積率	%	
	(内訳)	・自動車車庫等の部分				m ²
		・容積特例制度の対象となる特定施設等				m ²
	(容積対象床面積)				m ²	
階数	地上階 / 地下階	最高高さ	m			
	その他					

※ 受付 日

※ 協議完了日	平成 年 月 日
(備考)	
※印の欄は記入しないで下さい。	

年 月 日	課 名	※ 意 見 欄

※ 周 囲 の 状 況	
※ 審 査 結 果	

容 積 率 特 例 の 適 用 チ ェ ッ ク 表

年 月 日

■ 既存病院と計画病院の病床数等の比較

	既 存 病 院			計 画 病 院		
	一般病床	療養病床	合 計	一般病床	療養病床	合 計
病 床 数	床	床	床	床	床	床
患者一人当たりの病室面積	m ²	m ²	—	m ²	m ²	—

■ 容積率特例の対象となる部分

(ア) 多数の者が利用する部分に設置される特定施設 (3 (1) イに該当するもの)

a	廊下等	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・内法幅180cmを超える廊下の部分 (50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合は、140cm) </div>	m ²
b	階 段	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・内法幅150cmを超える階段の部分 (主として特定の者が利用するものは、140cm) </div>	m ²
c	傾斜路	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・内法幅150cmを超える廊下の部分 (階段に併設するものは、120cm) </div>	m ²
d	昇降機	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・かご1当たり2.16m²を超える部分 </div>	m ²
e	便 所	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・車いす使用者便房1当たり1m²を超える部分 </div>	m ²
f	駐車場 (延べ面積に算入しない部分は除く。)	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・車いす使用者のうち駐車ますの幅350cmを超える部分 </div>	m ²
g	その他	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・高齢者等が円滑に利用できるように配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな特定施設の部分 (機能訓練室、食堂) </div>	m ²
合 計 ① (a + b + c + d + e + f + g)		m ²

(イ) 多数の者が利用する部分以外の部分に設けられる特定施設等（住戸以外の部分）

(3 (1) イに該当するもの)

a 廊下等		
・内法幅90cmを超える部分		m ²
b 階段		
・内法幅90cmを超える部分		m ²
c 便所（平成13年告示第281号第2第2項第4号イからハの基準に適合するもの）		
・便所1当たり2.5m ² を超える部分		m ²
d その他		
・高齢者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな特定施設の部分		m ²
・患者1人当たりの病室の床面積が4.3m ² を超える部分		m ²
合計②（a + b + c + d）		m ²

容積率特例の対象となる部分 ③=①+②	m ²
---------------------	----------------

■ バリアフリー新法24条中「著しく大きい」の判断は、下記の条件を満足するものとする。

(1) 建築物特定施設の床面積の算定表および計画建築物の延べ面積

廊下等	m ²	階段	m ²
傾斜路	m ²	昇降機	m ²
便所	m ²	病室	m ²
駐車場	m ²	その他	m ²
		合計	④ m ²
		計画建築物の延べ面積	⑤ m ²

※ 駐車場の面積のうち延べ面積に算入しない部分は除く。

(ウ) 「著しく大きい」の判定表

ア	③/⑤×100	%	≥ 3%	適 ・ 否
イ	③/④×100	%	≥ 10%	適 ・ 否

容 積 率 特 例 の 適 用 チ ェ ッ ク 表

年 月 日

■ 省エネルギー施設の設置に関する許可対象施設

ア 適用要件

(ア) 敷地面積の規模	
・用途地域() 500・1,000 m ² 以上	m ²
(イ) 道路	
・用途地域() 6・8m以上	m
(ウ) 配置計画	
a 緑化	
・空地の面積()×0.3	m ²
b 空地率	
・用途地域・基準建ぺい率()空地率=1.20-C	%
(エ) 歩道の整備 有 ・ 無	
・既設歩道 (m) 歩道後退部分(m)	m

■ 容積率特例の対象となる部分

イ 容積の割増し対象部分

(7) 最小面積	
・許可対象施設の2 m ² 以下の戸数()×対象面積	m ²
(i) 独立した区画部分	
・許可対象施設の2 m ² を超える戸数()×2	m ²
合 計 ((7)+(i))	
m ²	

許 可 建 築 物 調 書

建 築 位 置	寝屋川市		
建 物 名 称			
用 途		工 事 種 別	
住 所 〔設計者〕 氏 名	(TEL)		

		条 件		摘 要	
床 仕 上	廊下	粗面かつ滑りにくい材料			
	階段&スロープ				
	敷地内通路				
点 字 タイル等	出入口～ 受付等	点字タイル等の敷設		(有・無)	
■ 多 数 の も の が 利 用 す る 部 分	(1)	駐 車 場 へ 通 ず る 部 分 及 び 地 上 へ 通 ず る 部 分	1 以 上 の 出 入 口	幅 (内法) 120 cm以上 自動ドア (停電時手動で開くもの) 床の構造バリアフリーかつ水平	平 面 図 に 【 A 】 を表示すること。
			そ の 他 の 出 入 口	幅 (内法) 90 cm以上 引戸 (車いす使用者が円滑に利用できる構造) バリアフリーかつ水平	平 面 図 に 【 B 】 を表示すること。
		室 の 出 入 口	幅(内法)90 cm以上 引戸 (廊下側に突出せず、車いす使用者が円滑に利用) バリアフリーかつ水平		平 面 図 に 【 C 】 を表示すること。
			(2)	構 造	バリアフリーかつ休憩の用に供するための機能を設置
	廊 下 等	幅	幅 (内法) 180 cm以上 (車いすがすれ違ふことができる部分が50m以内毎にある場合は140 cm以上)		【 】 cm
		壁	突起物を設けない (手すり等は、この限りでない。)		(有・無)
		段 差 部	(3)のスロープが設置必要		(有・無)
		(3)	幅	幅 (内法) 150 cm以上 (段を併設する場合120 cm以上)	
	ス ロ ー プ	勾 配	勾配は、1/12 以下		1 / 【 】
		踊 場	高さは75 cm以内毎に踏面 (内法) 150 cmの踊場設置		(有・無)
			交差又は接続の場合、踏幅 (内法) 150 cmの踊場設置		(有・無)
		手 す り	両側手すりの設置		(有・無)
		色 彩	廊下と色の明度差		廊下 () スロープ ()
		点 字	廊下と踊場の点字タイル等の設置		(有・無)
(4) 階 段	幅	幅 (内法) 150 cm以上 (特定の者が利用する場合は140 cm)		【 】 cm	
	蹴 上	蹴上16 cm以下		【 】 cm	
	踏 面	踏面30 cm以上		【 】 cm	
	手 す り	両側手すり		(有・無)	

(多数のものを利用する部分)

(階段)	構造	回り階段の禁止	(有・無)	
	色彩	踏面と蹴上の色の明度差	廊下 () スロープ ()	
	点字	廊下と踊場の点字タイトル等の設置	(有・無)	
(5)①)	構造	原則各階停止	平面図に【D】を表示	
	かご幅	160cm以上		【 】m ²
	かご奥行	奥行(内法) 135cm以上		()×()cm
	かご形状	車いす転回が可能な形状とする(原則正方形)		—
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停止予定階表示 ・ 現在位置表示設備 ・ 音声案内設備 ・ 車いす用の操作盤 ・ 点字付操作盤 		(有・無)
	かご出入口の幅	幅(内法) 90cm以上		—
	乗降スペースの大きさ	幅×奥行共(内法) 180cm以上		—
(5)②)その他のEV	構造	原則各階停止	平面図に【E】を表示	
	かご面積	床面積 1.83m ²		【 】m ²
	かご奥行	奥行(内法) 135cm以上(幅×奥行)		()×()cm
	かご形状	車いす転回が可能な形状とする(原則正方形)		—
	かご出入口の幅	幅(内法) 80cm以上		—
	乗降スペースの大きさ	幅×奥行共(内法) 150cm以上		—
(6)車いす用便所	設置義務	最低でも1以上を設置すること。 各階設置数 $\geq A/50$ 以上 (便房数200以下の時) 各階設置数 $\geq 2 + A/100$ 以上 (便房数200超えの時) ※A:各階の便房数	平面図に【車いす用】を表示すること。	
	出入口	幅(内法) 80cm以上 引戸(車いす使用者が円滑に利用できる構造)		
	男子用	男子用小便器を設置の時は床置き	平面図に【F】を表示すること。	
(7)車いす用駐車場	設置義務	最低でも1台以上を設置すること。 設置数 $\geq A/50$ 以上 (総駐車台数200以下の時) 設置数 $\geq 2 + A/100$ 以上 (総駐車台数200超えの時) ※A:総駐車台数	平面図に【車いす用】を表示すること。	
	幅	建物出入口から距離が最短 幅は、350cm以上		
	表示義務	車いす用駐車場表示		
	通路	(8)の通路に準じる		
	幅	幅は、180cm以上		
(8)敷地	段差部	勾配 1/15 以下 通路・踊場部分への点字タイル等の設置	(有・無) (3枚中2枚目)	

	通路	スロープ部と通路・傾斜路の色の明度差	
--	----	--------------------	--

		条 件		摘 要	
■ 部 多 数 の 以 外 の 利 用 部 分	(1) 出入口	幅 (内法) 80 cm以上		平 面 図 に 【 G 】 を表示すること。	
		引戸 (車いす使用者が円滑に利用できる構造)			
		床の構造バリアフリーかつ水平			
	(2) 廊 下	幅 (内法) 90 cm以上		【 】 cm	
		バリアフリー (段差がある場合は、手すりの設置)			
	(3) 階 段	手すりの設置		(有 ・ 無)	
	(4) 便 所 (1 以上)	構 造	腰掛便座		(有 ・ 無)
			手すりの設置		
		出 入 口	幅 (内法) 80 cm以上		
	引戸 (車いす使用者が円滑に利用できる構造)				
(5) 敷 地 内 通 路	幅は、90 cm以上		【 】 cm		
	バリアフリー (段差がある場合は、手すりの設置)		(有 ・ 無)		

(3枚中3枚目)

■ 法第 52 条第 14 項第 1 号の許可における手続きの流れ

